

公益法人の会計に関する研究会

(第6回)

議 事 次 第

日 時：平成 26 年 1 月 27 日（月）16:00～18:00
場 所：公益認定等委員会事務局 第 1 会議室

1. 小規模法人の負担軽減策について

【資料一覧】

- 〈資料 1〉 参与提出資料
 - (1) 長参与提出資料
 - (2) 中田参与提出資料
 - (3) 上倉参与提出資料

〈資料 2〉 小規模法人の負担軽減策

〈別添資料〉 小規模法人の負担軽減策について現時点で考えられる案

〈資料 3〉 法人会計区分の作成を義務付けない法人の検討について

〈資料 4〉 収支相償における剰余金の扱いに関する検討について

〈参考資料 1〉 公益法人の規模等について

〈参考資料 2〉 公益法人の会計に関する研究会検討課題とスケジュール

資料 1-(1)

2013/11/11(月)

小規模法人の負担軽減策

1. 有価証券の償却原価法を適用しないことができる。
2. 棚卸資産の評価方法に最終仕入原価法を認める。
3. 全てのリース取引の借手の処理で賃貸借取引を認める。

内訳表を含めた表示については、何らかの検討が必要だとは思います。

新日本有限責任監査法人
長 光雄

資料 1-(2)

平成 26 年 1 月 10 日

内閣府認定等委員会事務局 御中

小規模法人の負担軽減策について

中田ちず子

小規模法人の負担軽減策として①会計処理の緩和、②財務 3 基準の適用の緩和、③財務諸表の様式の緩和が現在俎上に上がっています。

このうち、①と③が会計基準の問題であると認識しております。

①会計処理の緩和

小規模法人の負担軽減策として、別の会計基準を考えることについては委員会での意見交換でも反対意見が多かったと思います。

そうすると、現在の 20 年基準のうちどの部分を緩和するかという論議になり、また、負担軽減される小規模法人の範囲をどのように考えるかも問題となります。

20 年基準には重要性の原則があり、注記においてその例示も行われています。小規模法人においては重要性の原則の適用によって、相当の負担軽減になると考えており、緩和措置を特別に設けることには、基本的には賛成ではありません。

ただ、重要性の原則の適用について、小規模法人においては判断できない場合が多いため、20 年基準の運用指針「6・関連当事者との取引の内容について」にあるように、経常収益又は経常費用の 100 分の 10 等、参考となる具体的な数値基準を指針や FAQ などで示すことが必要であると考えます。

重要性で判断するのではなく、あるレベル以下の法人には無条件で緩和措置を認めるというのであれば、それは重要性の判断さえできないほど能力や人員に限界のある法人にすべきと考えます。

以前、委員会で検討したアンケート調査の結果などを勘案して、従業員数、経常収益又は経常費用、資産規模等を決定し、緩和措置適用法人を絞り込むことが必要であると思います。

少なくともこのような限定された法人においては、本来、重要性の判断により、重要性がないと認められる場合には適用されないものについては無条件で適用しないことができるとしてよいと思われます。具体的には、基準の注解1にある5つの例示項目及び運用指針3による退職給付会計です。

さらに、中小企業指針において認められている有価証券の償却原価法不適用、棚卸資産の最終仕入原価法の適用、全てのリース取引の借り手への賃貸借処理の認容もこうした限られた法人には認めてよいものと考えます。

また、法人にとって一番煩雑であると感じているのは、管理費の配賦です。合理的基準で配賦すればよいことになっておりますが、何が合理的か勘定科目ごとに判断できないから一律の配賦基準での配賦を認めてほしいという趣旨であると思われます。

これについては、小規模法人の範囲をかなり限定的に考えれば、例えば、ガイドラインに管理費として例示のあるもののみ管理費として他は事業費とするなどの処理を認めていいかと考えます。法人会計の問題とも関連してきますので、小規模法人だけの問題ではなく、法人全体の問題として事業費・管理費の範囲について考えていく必要があると思います。

どのような会計処理について緩和するかの最終結論は、議論の順序を決める第2回の委員会の際に申し上げたように、各会計処理を各論として検討した後に再度検討していただきたいと存じます。

②財務3基準の適用の緩和

財務3基準の適用の緩和については、小規模法人のみとするか、法人全体に認めるかの議論をしなければならないと思います。

(1)収支相償

法人は、収入超過になればその剰余を積立てておいて、将来起こり得る支出超過に備えたいと考えます。小規模法人は、損益規模が小さいため、毎期の収支差額が変動しやすい傾向にあり、資金も潤沢でないため、よりこの要望が強いと推察されます。ところが、収支相償の費用として剰余金の積立が認められるのは、特定費用準備資金と、資産取得資金だけで、どちらも厳格な条件を要しますので、もっと自由に積立ができる資金ということで財政安定化資金の繰入の要望が出てくると理解しております。

ガイドラインでは、剰余金の扱いその他において、「・・・このような状況にない場合には、翌年度に事業の拡大等により同額程度の損失となるようにする。」とあります。これを素直に読めば、単年度で収支相償を判断するのが原則、少なくとも特別の事情がない限り

は翌年度までに剩余金をつかわなければならぬと考えられます。

法人は必ずしも翌年度に使い切ることができないことを懸念しているので、判断期間をもつと長期に、柔軟に考えるということが解決策であろうと思います。

この時に、特定費用準備資金を今より要件を柔軟にして計上を認めるとか、財政安定化資金のような特定費用準備資金の要件を満たさない積立金を認める等、積立金をすることで解決することはしない方がよいように思います。会計上の基本財産・特定資産、法律上の公益目的保有財産など、資産関係は錯綜して理解できていない法人が多いのが実情です。これ以上、積立金の種類を増やして複雑化することは避けるべきと考えます。

判断期間の長期化について、法人によって事情が大きく異なることから何年と決めるには賛成ではありません。しかし、基準として取えて決めるならば、5年または7年などが考えられます。5年の根拠は法人税法上の収益事業において、5年ごとに実費弁償かどうかを税務署長が判断して実費弁償であれば収益事業に該当しないとする規定に準ずるもので、実費弁償は基本的に收支が均衡するというもので收支相償と近似しています。また、7年の根拠は法人税の繰越欠損金です。繰越欠損金を課税所得と相殺できる期間が7年ですので長期的な損益の均衡ということでは類似しています。

5年又は7年と決めたとしてもこれはあくまで目安であって、それ以上解消に時間がかかる場合でも合理性があれば法人の個別事情に配慮して判断することをガイドラインまたはFAQに記載していただきたいと存じます。.

(2) 遊休財産保有制限

これについては、特定費用準備資金、資産取得資金、公益目的保有財産、2号財産として積み立てればよく、公益目的保有財産、2号財産もFAQで運用規則とそれに則った理事会決議によって取り崩せることが明示されましたので現行の取扱いで全く問題ないと考えます。

③財務諸表の様式の緩和

この問題に関しては、(1)貸借対照表内訳表の廃止(2)法人会計の簡素化が検討されています。

この2つは会計基準に本来負わせるべきでない役割を負わせているものであり、小規模法人だけの問題としてではなく、法人全体の問題として検討すべきものと考えております。

この2つが解決されない場合、20年基準は唯一の公正妥当と認められた公益法人の会計の基準とはいがたいものになってしまふと思っています。

したがって、このことを小規模法人の負担軽減策として検討することは避けいただきたいと思います。問題が矮小化される恐れがあります。

もし、小規模法人の負担軽減策として検討するのであれば、後日、この問題について法人全体の問題として検討することをお約束ください。

この問題については、法人全体の問題として意見を述べさせていただきます。

(1) 貸借対照表内訳表の廃止

収支相償第2段階の判断において、収益事業等から公益目的事業に利益の50%超を繰り入れる場合には、貸借対照表内訳表を作成しなければならないとされています。

これは法人税法37条5項のみなし寄附金の損金算入を行うに当たり、法人税施行規則22条の5において必要とされる「確定申告書、修正申告書又は更正請求書にみなし寄附金の金額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付」の書類が貸借対照表内訳表であるという国税庁との合意があるからであるとの説明を受けております。

法人税施行規則22条の5では、貸借対照表内訳表でなければならないとは読みとれず、他の条文等においてもそのように記したものを見当たなりません。「みなし寄附金の金額及びその計算に関する明細を記載した書類」は法人税申告用に別途作成することとして、貸借対照表内訳表の作成義務をなくしてはいかがでしょうか。

法人税法における区分経理について、法人税基本通達15-2-1の解説では、「資産及び負債についても、収益事業に関する経理とそれ以外の事業に関する経理とに区分経理することが必要なのであるが、一の資産が収益事業の用と収益事業以外の事業の用とに共用されている場合には、……当該資産の帳簿価額を2つに分けて、それぞれの事業ごとに区分経理するというようなことが事実上できないことである。そこで、このような共用資産については、その一部を収益事業に属する資産として区分経理するというようなことはしないで……当該資産について生じる費用の額を合理的な基準により……区分経理することになるのである。」と記載があります。

みなし寄附金は、法人税法上の収益事業から公益目的事業への支出ですが、貸借対照表内訳表上表されるのは、収益事業等から公益目的事業への振替であって、イコールではありません。

貸借対照表を区分経理することは、会計実務上、煩雑な処理が必要とされます。法人税のみなし寄附金を明確にするためにこのような負担をしなければならないため、本来であれば法人税法上の収益事業から公益目的事業に50%超振替えてより多くの公益目的事業を行うことのできる法人が、50%の振替に留まり、公益目的事業を行わないこととしている例も多く見受けられます。

(2) 法人会計の簡素化

会計上、法人会計の性格について理論的な説明ができません。法人会計区分は廃止するのが妥当だと思います。

廃止した場合、管理費を事業費の下の表示することになりますが、収益については会計上はそのまま表示し、収支相償計算は、定期提出書類の別表項目に法人会計の収益相当部分

を計算する欄を設けて会計上示される公益目的事業の経常収益からそれを差し引いて行うこととしてはいかがでしょうか。つまり、収支相償計算を正味財産増減計算書から別表で行うことに変更するのです。会計と法律の分離です。

こうすることで、正味財産増減計算書では、事業ごとの正味財産の増減が示されることになり、一方で今までどおり収支相償計算が行われます。

また、法人会計を廃止する対象法人として収益事業等を行っている法人は難しいという説明がありましたが、いまだにその趣旨が理解できません。すべての法人について法人会計の廃止を検討すべきものと考えております。

収益事業等を行っている法人において法人会計を廃止する場合には、法人会計の費用を公益目的事業と収益事業等に配賦することになります。法人会計の費用は運営に必要な経常的費用ですから一部は収益事業等が負担することに問題ないのでと考えています。

対象法人として収益事業等を行っている法人は難しい理由をもう一度ご説明いただけるとありがたいです。

以上



小規模法人の負担軽減策(メモ) 第6回用

上倉要介

1. 小規模法人の負担軽減を不要とする立場

- ① 公益社団・財団であれば、認定基準の一つである経理的基礎を充足しているはずであるし、税務上の様々な優遇措置を受けている以上、負担軽減の必要性はないと考える。
- ② 社会福祉法人では、その公益性に鑑みて、小規模であっても詳細な会計基準をフルに適用している事実がある。
- ③ 簡便な処理であれば、ほとんど重要性の原則でクリアできる。

【個別論点】

- ・ 正味財産の一般・指定の区分は非営利の特徴であるため譲れない。
- ・ 有価証券の時価評価も重要。
- ・ 固定資産の減損や資産除去債務も重要性があれば計上すべき。
- ・ 棚卸資産の評価も同上。

【開示面】

- ・ 「法人会計」は、規模や収益事業の有無にかかわらず省略できてもよいのでは。

2. 小規模法人に政策的に負担軽減策を織り込む場合

- ① 重要性の原則で收まりきらないものを救う。
- ② ステイクホルダーの多少(会員、債権者、納税者 等)による視点。
- ③ 小規模非営利で会社の中小指針より厳しいのは、如何なものか。
- ④ 軽減の結果、監査可能性に及ぶと不都合。

【軽減項目】

- ① 税効果会計を適用しないことを可とする。
- ② リース取引について、中小指針と同様の取扱い。
- ③ 有価証券の評価について、中小指針と同様の取扱い。
- ④ 棚卸資産の評価について、中小指針と同様の取扱い。
- ⑤ 一般債権について貸倒引当金を計上しないことを可とする。

- ⑥ 賞与引当金を計上しないことを可とする。
- ⑦ 退職給付引当金について、中小指針と同様の取扱い。
- ⑧ 財務諸表注記については、以下を必須記載項目とする。
 - ・継続事業の前提
 - ・重要な会計方針
 - ・会計方針の変更
 - ・担保に供している資産
 - ・保証債務等の偶発債務
 - ・補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減及び残高
 - ・指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳
 - ・関連当事者との取引内容

【小規模法人の線引き】

- ・ 職員規模
 - ・ 資産規模 ⇒ しかし、社団・財団により異なり、一律に決めるることは不合理
 - ・ 負債または正味財産規模
 - ・ 会費、補助金、寄付金、金融資産運用収益 ⇒ 法人により事業形態は様々であり、一律に決めるることは不合理
 - ・ 収益事業等の有無 ⇒ 小規模には繋がらない
- ◆ 『経常費用』(事業費+管理費)の額が、最も小規模の概念に繋がり易いと考える。
⇒ 1億円程度で6~7割救済できる?

以上

小規模法人の負担軽減策 ～ヒアリング・参与意見等で提出された課題について～

平成26年1月27日

内閣府公益認定等委員会事務局

目次

目

I. 負担軽減策について

1. 制度における検討課題
 - (1) 収支相償
 - (2) 遊休財産の保有制限
 - (3) 会計基準の適用の在り方
2. 財務諸表における検討課題
 - (1) 様式
 - (2) 会計処理
3. その他計算書類における検討課題

I. 負担軽減策について

「小規模法人の負担軽減策」について、ヒアリングや参与意見等において提出された課題を整理する以下のことおりである。

1. 制度における検討課題

- (1) 収支相償
- 複数の公益目的事業単位ごとに、収支相償を適用しない。
→公益目的事業全体を一本と見なして適用する。(ヒ)

(論点)
複数の公益目的事業のうち、ある事業の対象者が他の事業の対象者が支払うべき費用を肩代わりし、過大な負担を負うことになる可能性があるが、公益目的事業として適當か。

- 単年度ごとに、収支相償を適用しない。
→評議員の任期に相当する一定期間(4~6年)の収支の状況を対象に収支相償の適合性を判断する。(ヒ)

(論点)
・評議員の任期に連動させる理由があるか。
・期間中に適合できなかった場合どう対応するか。(仮に理事の任期に連動させた場合でも同様)

- 剰余金が発生した場合、公益目的事業への限定使用を前提に、「財政安定化資金」へ繰り入れることにより、収支相償を適用除外とする。(ヒ)

(注)
(研) 会計研究会で提起された項目
(ヒ) ヒアリングで提起された項目

(論点)
・用途を特定しないまま、剰余金を確実に公益目的事業に使用することを担保できるのか。もしきないのならば、税制優遇を受ける公益法人として適切か。運用によっては、収支相償の趣旨を完全に没却することはないか。
・「特定費用準備資金」以外に、公益目的事業に使用されることが確実な形での積立金づくりが考えられないか。

Ⅰ. 負担軽減策について

(2) 遊休財産の保有制限

- 保有制限は不測の事態による公益目的事業費の一過性の減少に対処できるよう緩和する。
→保有制限を現行の2~3倍に増額(ヒ)

- 事業年度末に会費が集金されたときに、遊休財産の保有制限を緩和できなか。 (ヒ)

(論点)

- ・認定法第16条に「公益目的事業を翌事業年度においても引き続き行うために必要な額」と規定されており、困難。
- ・会費については、法人の運営上、集金期日の変更等で対応できないか。

(3) 会計基準の適用の在り方(ヒ)

- 会計基準の適用は、平成20年基準と平成16年基準の選択を維持(ヒ)

(論点)

- ・第4回研究会にて、意見交換済み。

1. 負担軽減策について

2. 財務諸表における検討課題

(1) 様式

① 貸借対照表

- 貸借対照表から内訳表を廃止。(ヒ)

- 貸借対照表内訳表作成の必要性(作成義務を緩和できるか)。(研)

- 貸借対照表内訳表の様式において簡素化が考えられるか(研)

(論点)

- ・法人税法施行令において規定される「公益法人特別限度額」による税制優遇との関係について調整が必要。
- ・様式の簡素化について具体的にどのような点が考えられるか。

② 正味財産増減計算書

- 区分経理について一定の法人に対して簡素化が図れないか、特に法人会計について簡素化が図れないか。(研)

- 収益事業は行っておらず、公益目的事業一つのみを実施している法人については、法人会計の区分を廃止できないか。(ヒ)

(論点)

- 一定の法人の法人会計区分の廃止案については、別添資料参照。

Ⅰ. 負担軽減策について

- 正味財産増減計算書から内訳表を廃止。(ヒ)
 - (論点) 法人会計区分の廃止で要望に実質的に対応できないか。
- 法令と会計基準の整合性の明確化
→評価損益等の取り扱い(ヒ) <(2)②について同じ >
 - (論点) 有価証券の評価方法については、検討課題のBで検討。
- 正味財産増減計算書内訳表の正味財産残高の表示方法を運用上平易にできるか。(研)
 - (論点) 例えば、事業区分単位での、期首正味財産残高及び期末正味財産残高の表示を簡略化することは可能か。

1. 負担軽減策について

(2) 会計処理

①貸借対照表

- 重要性の判断基準について具体的に定められるか。(研) <②について同じ>

(論点)

- ・公益法人会計基準注解で例示されている適用例について「重要性が乏しい」とする基準を明確にできるか。
- ・また、適用例に追加が必要なものはあるか。
- ・重要性の判断の見直しにあたっては、財務三基準の判定の結果が大きく変わることのないよう、留意する必要がないか。

別添資料参照

- 有価証券の償却原価法を適用しないことと定められるか。(研)
- 棚卸資産の評価方法に最終仕入原価法を認めることと定められるか。(研)
- 全てのリース取引の借手の処理で賃貸借取引を認めることと定められるか。(研) <②について同じ>

(論点)

別添資料参照

②正味財産増減計算書

- 配賦基準の適用割合は、法人の任意とするか、あるいは直接配賦以外の総額を公益目的事業比率等で一律按分するかを選択可能とする。(ヒ)

1. 負担軽減策について

- 事業費と管理費の範囲をより明確にできるか。(研)
- 事業費の配賦の考え方を明示できるか。(研)

(論点)

・事業費、管理費として直接賦課する費用及び共通経費とする費用の範囲をより明確にする必要があるか。
・共通費用の配賦の参考基準については、ガイドラインで示しているところ、これをさらに明確にする必要があるか。
・事業規模等が限定された法人については、公益目的事業比率等による一律の按分を認めても差し支えないか、
その場合、範囲はどの程度か。

3. その他計算書類等

- 附属明細書は、定時評議員会の決議事項にすべき。(ヒ)

(論点)

必要があれば、法人の運営上対応できるのではないか。

- 計算書類等の理事会決議は、定時評議員会開催の2週間前から1週間前に短縮すべき。(ヒ)

(論点)

一般法人法に係る事項であり、困難。

(別添資料)

小規模法人の負担軽減策について
現時点で考えられる案

平成25年12月9日

公益認定等委員会事務局

1. 法人会計区分1/3

法人会計区分について、運用上考えられる軽減策は以下のとおりである。

(軽減案)

法人会計区分を作成せず、管理費をひな型上、事業費の下に表示し、収益(財源)については、
管理費相当額を管理費財源とみなす。合わせて、遊休財産規制における1号財産、2号財産の
区分においては、区分不可能と見なし、1号財産として保有することとする。(3ページ参照)

(法人におけるメリット)
法人会計区分作成不要となるため、収益の按分不要。

(法人におけるデメリット)
法人会計区分の財産として、資金余裕分の保有ができない。

(論点)

認める対象はどのような範囲の法人か。収益事業等を実施している法人についてには難しいの
ではないか。(4ページ参照)

1. 法人会計区分2/3

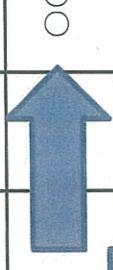
〔正味財産増減計算書内訳表における法人会計区分の廃止案〕

正味財産増減計算書内訳表
平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(単位: 円)

科 目	公益目的事業会計				法人会計	内部取引消去	合計
	A 事業	B 事業	共通	小計			
I 一般正味財産増減の部							
1. 経常収益							
(1) 経常収益							
中科目別記載							
事業収益							
中科目別記載							
受取補助金等							
中科目別記載							
受取負担金							
.....							
(2) 経常費用							
事業費							
中科目別記載							
管理費							
中科目別記載							
経常費用計	○○	○○					
.....							
評価損益等計							
当期経常増減額							

法人会計区分をなくし、収益は公益事業区分内で一定額を見なす。
管理費は、公益目的事業区分にて表示する。



1. 法人会計区分3/3

〔法人会計区分廃止案の対象〕

(論点)

負担軽減策の対象法人は基本的には、小規模法人である。ただし、公益目的事業のみを実施する法人については、その性質に照らし、広く軽減策の対象とすることを考えられるのではないか。

(対象法人として考えられる案)

- ①小規模法人のみ
- ②小規模法人及び公益目的事業のみ実施法人
- ③小規模かつ公益目的事業のみ実施法人
- ④公益目的事業のみ実施法人

2. 個別の会計処理1/2

①重要性の原則に係る項目
個別の会計処理において、現状の規定の重要性の原則を用いることで負担軽減を図ることが考えられる。

検討の前提

(現状) 公益法人会計基準 第1.2(4) 重要性の原則

(注解1) 重要性の原則の適用につき項目例示列挙

項目	項目内容
棚卸資産	消耗品、貯蔵品等のうち、重要性の乏しいものは、買入・払出時に正味財産の減少原因として処理可能
金融資産	取得価額と債券金額との差に重要性が乏しい満期保有目的債券は、償却原価法を適用しないことができる
正味財産区分	寄付金受入額、制約期間、制約内容に重要性が乏しい場合、一般正味財産の増加として処理可能
リース会計	取得したリース物件価額に重要性が乏しい場合、賃貸借取引に準じた方法で処理可能
税効果会計	課税所得の額に重要性が乏しい場合、税効果会計の不適用可能
退職給付会計	対象職員が300人未満の法人、300人以上でも原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しい場合は、退職一時金に係る債務について期末要支給額により算定可能

(論点)

「重要性が乏しい」とする基準を明確にできるか。

2. 個別の会計処理2/2

②個別の会計処理についての軽減案の検討

(論点)

以下の項目内容については、軽減項目に含めるか。軽減項目とする場合には、その理由は何か。重要性の原則による対応が可能か。

検討項目
1. 有価証券の償却原価法を適用しないことができる。
2. 棚卸資産の評価方法に最終仕入原価法を認める。
3. 全てのリース取引の借手の処理で賃貸借取引を認めれる。

(参考)中小企業指針での取り扱い

- 金融資産
その他の有価証券のうち時価があるものについて、多額ではない場合、取得原価をもつて貸借対照表価額とすることができる。
- 棚卸資産
期間損益の計算上著しい弊害がない場合には、棚卸資産の評価方法として、最終仕入原価法が認められる。
- リース取引
所有権移転外ファイナンスリース取引につき、賃貸借取引に準じた方法で処理可能。

3. 規定の方法

(論点)
負担軽減策を採用する場合の規定は、どこに定めるか。

- ガイドライン、通知等
- 公益法人会計基準
- 公益法人会計基準の運用指針
- 公益法人会計基準の運用指針 附則
- FAQ

論点となっている項目につき、規定する場合の案は以下のものが考えられる。

項目	規定の案
法人会計区分を廃止する場合のひな型	会計基準運用指針附則
重要性の原則を適用する際の判断基準	会計基準運用指針附則
対象法人の定め	GL・通知等
法人会計の見なし収益の定め	
1号財産の見なしの定め	
重要性の原則に例示する項目以外の軽減項目 (理由、内容による)	会計基準

4. 対象法人について

(参考データ) 公益法人の規模等について

(単位:円)

項目	母数※ (法人数)	法人数割合50%	人数・金額 法人数割合70%
従業員数	8,531	5人	10人
資産規模（公益社団法人）	1,424	60,000,000	110,000,000
資産規模（公益財團法人）	2,069	660,000,000	1,600,000,000
経常収益	3,010	30,000,000	110,000,000
公益目的事業の対価収入	3,508	14,000,000	100,000,000
会費収入（公益社団法人）	1,429	1,000,000	4,000,000
寄附金収入	3,508	0	2,000,000
金融資産運用収入	3,508	0	2,000,000

※母数となる法人は、定期提出書類に当該項目の記載のあるものを対象としているので、項目により数に相違がある

公益法人数	8,531	53.1 %
公益事業のみ行う法人数	4,527	
(参考)		
収益事業を行う法人数	2,750	32.2 %
その他事業を行う法人数	2,317	27.2 %
収益事業を行いかつその他事業を行う法人数	1,063	12.5 %

米国制度より

990N、990EZを提出している法人が全体の約9割をしめる。また、990を提出している法人の約9割が作成にあたりアウトソーシングをしている。

990N：総収入5万ドル以下

990EZ：総収入5万ドルを超える、20万ドル未満、かつ総資産50万ドル未満

990：総収入20万ドル以上または総資産50万ドル以上

資料3

法人会計区分の作成を義務付けない法人の検討について

平成 26 年 1 月 27 日

1. 検討の対象

公益目的事業のみ実施する法人は、法人会計区分を義務付けないことを検討

2. 収益事業等を行う法人を検討対象外とする理由

公益法人の実施する収益事業は、公益目的事業を財政的に補完することが一義的な目的であり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下、「認定法」という。）第 18 条及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成 19 年法律第 68 号）第 24 条に基づき、収益事業の利益の 50% は、公益目的事業を行うために使用しなければならないこととしているところ。

一方、法人会計は認定法第 15 条を踏まえ、公益法人の運営に必要な経常的経費の額を事業費と区分する役割を担っている。法人会計を廃止した場合、公益法人の運営に必要な経常的経費の額は、その性質に応じて公益目的事業会計と収益事業会計に管理費として表示されることになる。

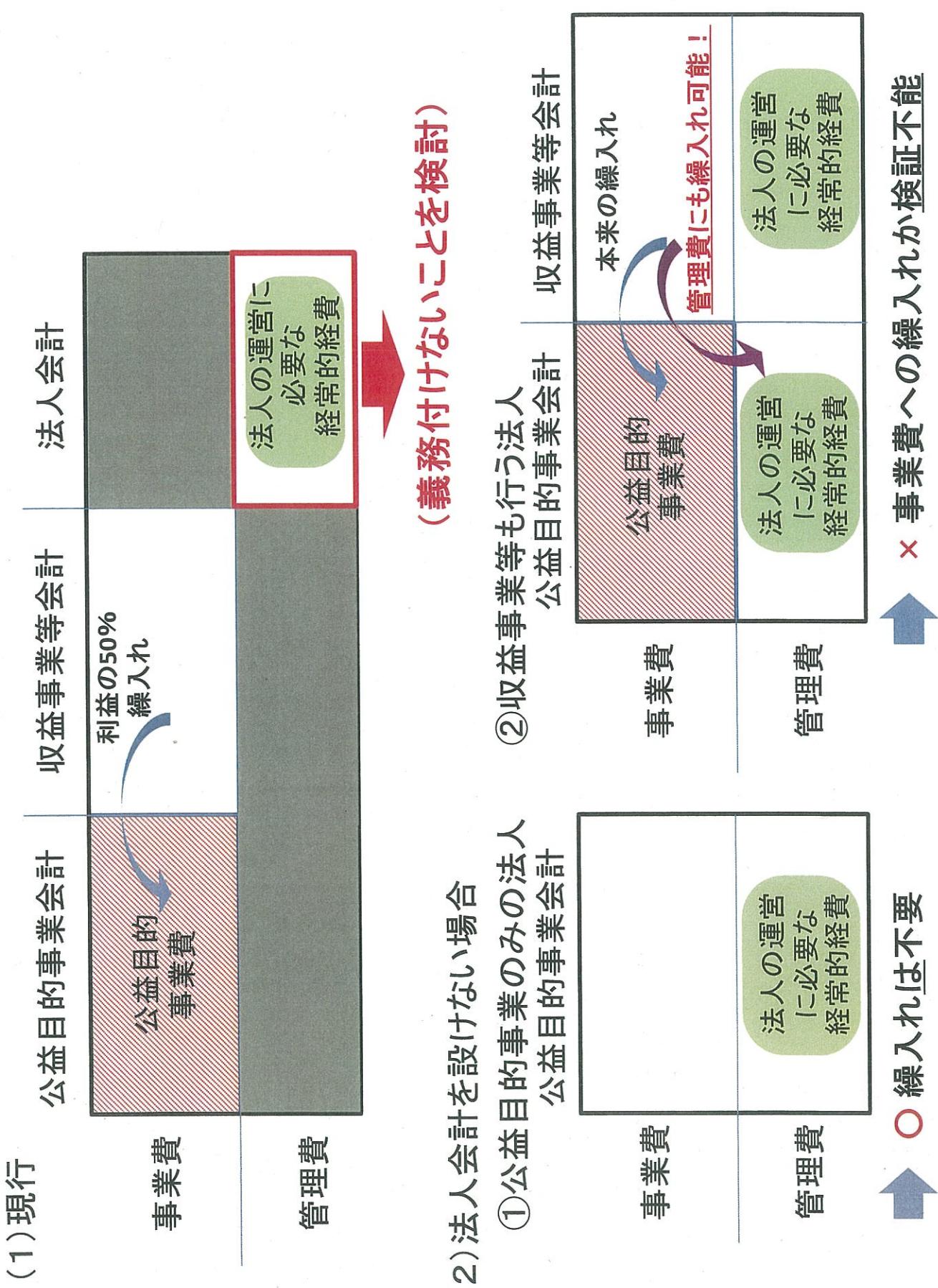
収益事業を行っている法人について、法人会計を廃止すると、公益目的事業会計に繰り入れた利益が公益法人の運営に必要な経常的経費に充てられる可能性がある。このため、認定法 18 条の趣旨を損なうこととなり、不適切である。

【参考】

公益目的事業のみを実施する法人：4,574 法人で公益法人全体の 52.8%
(うち内閣府所管 1440 法人、65%)

(参考)法人会計区分の作成を義務付けない法人の検討

(1) 現行



資料4

収支相償における剰余金の扱いに関する検討について

平成26年1月27日

(検討が求められる理由)
 ①法人の安定的な運営のためには、将来起こりうる支出超過に備えることが必要。とくに小規模法人においては毎期の収支が変動しやすい傾向にあり、その要望が強い。このため、厳格な要件・手続等の積立以外に、自由にできる資金を持つことが要望されている。
 ②剰余金が生じたとしても、当該年度限りの特殊事情による場合には、複数年度にわたる収支を見た上で、事業の拡大等消費のための方法を決められるようになります。

(検討の案)

	現行	運用の変更
概要	①翌年度に事業の拡大等により同額程度の損失となるようにする。 ②特に必要がある場合は個別事情を案件ごとに判断。	①翌々年度までに剰余金への対応についての計画を策定し、速やかに(経過策定の翌年度までか)同額程度の損失となるようにする。 ②特に必要がある場合は個別事情を案件ごとに判断。
根拠	ガイドライン	ガイドライン 0年目 剰余金の発生 1年目 剰余金の解消計画を立案するためのスケジュールを提出書類で計画策定 2年目まで 提出書類で計画策定 計画策定の翌年度までに解消(3年目の年度内までには解消)
解消の原則的な段取り	0年目 剰余金の発生 1年目 提出書類で計画策定 1年目の年度内に解消(実際には、2年目の年度の解消も可)	定期提出書類により、解消の計画を策定させるとともに、その状況をチェック ○遊休財産規制については、そのまま適用。 ○より長い期間(例えば5か年)の収支の状況をみて収支相償を判断するという意見もあるが、多額の剰余金が積みあがり対応が困難にならないか(ひいては、勧告や認定取消にいたる恐れがないか)。
管理方法	定期提出書類により、解消の計画を策定させるとともに、その減少の状況をチェック	
留意点	認められる個別事情の例について、より利用しやすくなるよう、明示することはできないか。	

【今後更に整理すべき点】

<実態面> 現在の運用上、法人において具体的にどのような支障が生じているか。

<制度面> 公益認定の基準として収支相償が掲げられている中で、運用を変更した場合、変更後の運用が法の目的・趣旨に合っているか。

(参考) 公益認定等ガイドライン

「ある事業年度において剰余が生じる場合において、公益目的保有財産に係る資産取得、改良に充てたための資金に繰入れたり、当期の公益目的保有財産の取得に充てたりする場合には、本基準は満たされているものとして扱う。二のようない状況には、翌年度に事業の拡大等により同額程度の損失となるようする。」

<運用面> 運用を変更した場合の管理をいかに行うか(1年目のスケジュール提出、2年目の計画策定を行いかに)。

<その他>

【別紙4 法人の財務に関する公益認定の基準に係る書類について】

記載要領：下表の水色欄(田部分)を記載してください。

事業 年度	自 然 年 度 至 自然 年 度	月 日	法人コード	年 度 月 日	法人名
----------	---------------------------------------	--------	-------	------------------	-----

【別表A(1) 収支相償の計算(収益事業等の利益額の50%を繰入れる場合)】

(公益法人認定法第5条第6号に定められた収支相償について審査します。)

※法人の行う事業が一つしかない場合には、第一段階を省略し、第二段階のみ記載してください。

1. 第一段階(公益目的事業の収支相償)

法人が行う事業について、その経常収益、経常費用を比較します。

事業 番号	経常収益計 前年度に5欄がプラスの事業がある場合には当該剰余金の額を加算してください。	経常費用計	その事業に係る特定費用準備資金の当期取崩額	その事業に係る特定費用準備資金の当期積立額	第一段階の判定 (2欄~3欄+4欄~5欄)
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円
	円	円	円	円	円

プラスの事業がある場合、発生理由とこれを解消するための計画等を記入してください。

第二段階7欄へ

理由
計画

2. 第二段階(公益目的事業会計全体の収支相償判定)

法人の公益目的事業会計全体に係る収入と費用等を比較します。

		収入	費用
第一段階の経常収益計と経常費用計(2欄~3欄)		円	円
特定の事業と関連付けられない公益目的事業に係るその他の経常収益、経常費用		円	円
7欄と8欄の合計(公益目的事業会計の経常収益計、経常費用計の額と一致しているか確認してください。)		円	円
公益目的事業に係る特定費用準備資金に関する調整(別表C(5)より) (当期の取崩額を「収入」欄に、積立額を「費用」欄に記載してください。)		円	円
収益事業等から 生じた利益の繰入額	収益事業から 生じた利益の繰入額	円	円
	その他事業(相互扶助等事業)から 生じた利益の繰入額	円	円
合計(9欄~12欄)		円	円

※第二段階における剰余金の扱い

剰余が生じる場合(収入~費用欄の数値がプラスの場合)は、その剰余相当額を公益目的保有財産に係る資産取得、改良に充てるための資金に繰り入れたり、公益目的保有財産の取得に充てたりするか、翌年度の事業拡大を行うことにより同額程度の損失となるようにしなければなりません。収入~費用欄の数値がプラスの場合、法人における剰余金の扱いの計画等を記載してください。

収支相償の額(収入~費用欄)がプラスとなる場合の今後の剰余金の扱い等

記載要領

公益法人の規模等について

○ 公益目的事業のみを行う法人数

平成25年10月1日現在、登記を完了している法人につき、データを集計した結果は以下のとおりとなる。

公益法人数	8,531
公益事業のみ行う法人数	4,527 53.1 %

(参考)

収益事業を行う法人数	2,750	32.2 %
その他事業を行う法人数	2,317	27.2 %
収益事業を行いかつその他事業を行う法人数	1,063	12.5 %

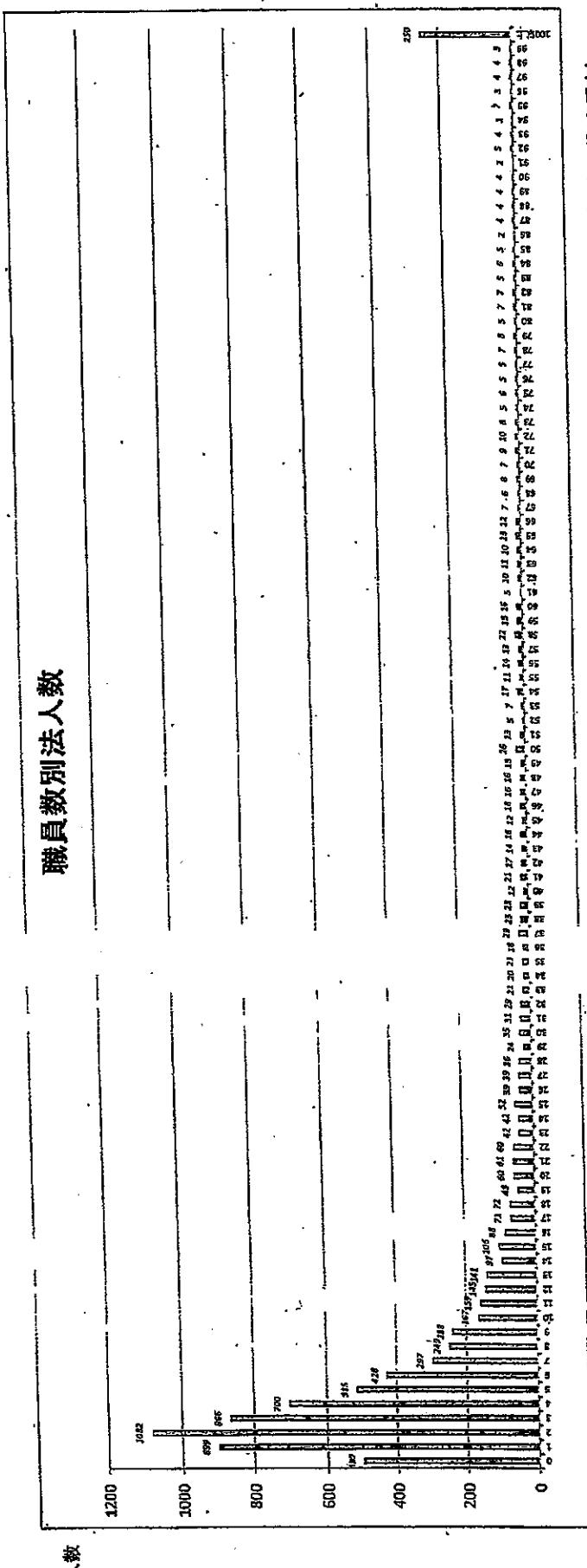
○ 各種のデータにみる公益法人の規模

平成25年10月1日現在、定期提出書類提出済み法人につき、公益法人の規模に関する事項ごとに法人の分布をみると、母数となる法人を小規模なものから並べて、おおむね50%、70%の法人が含まれる数値は以下のとおりとなる。(詳細については、別添資料参照。なお、本データは、現在精査中のものであり、暫定的な結果である。)

(単位:円)

項目	母数※ (法人数)	人数・金額	
		法人数割合50%	法人数割合70%
従業員数	8,531	5人	10人
資産規模 (公益社団法人)	1,424	60,000,000	110,000,000
資産規模 (公益財団法人)	2,069	660,000,000	1,600,000,000
経常収益	3,010	30,000,000	110,000,000
公益目的事業の対価収入	3,508	14,000,000	100,000,000
会費収入(公益社団法人)	1,429	1,000,000	4,000,000
寄附金収入	3,508	0	2,000,000
金融資産運用収入	3,508	0	2,000,000

※母数となる法人は、定期提出書類に当該項目の記載のあるものを対象としているので、項目により数に相違がある。

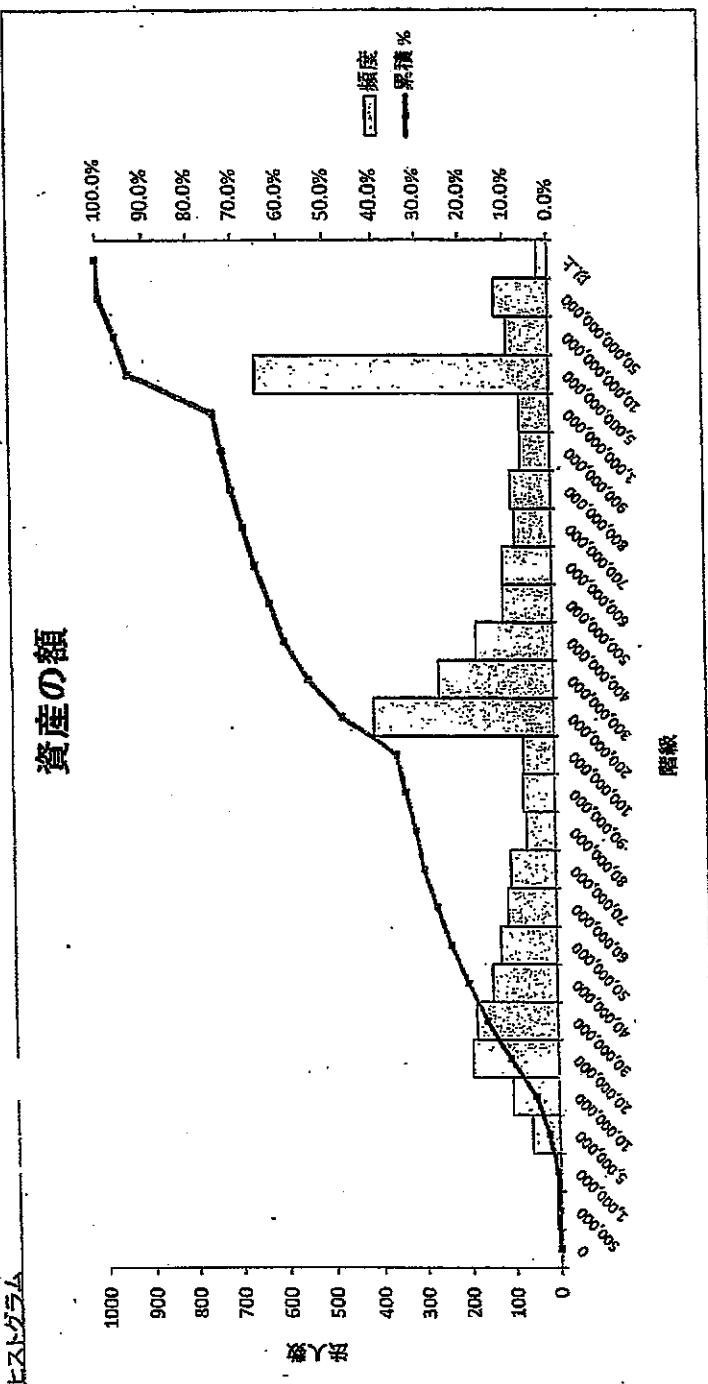


(平成25年10月1日現在)
公益法人 853法人
最大値 540人

階級	法人数	累積%
500,000	0	0.0%
1,000,000	7	0.2%
5,000,000	7	0.4%
10,000,000	61	2.1%
20,000,000	104	5.1%
30,000,000	193	10.6%
40,000,000	183	15.9%
50,000,000	144.	20.0%
60,000,000	125	23.6%
70,000,000	108	26.7%
80,000,000	100	29.5%
90,000,000	64	31.4%
100,000,000	71	33.4%
200,000,000	69	35.4%
300,000,000	407	47.0%
400,000,000	257	54.4%
500,000,000	174	59.4%
600,000,000	111	62.6%
700,000,000	110	65.7%
800,000,000	82	68.1%
900,000,000	90	70.6%
1,000,000,000	67	72.5%
5,000,000,000	68	74.5%
10,000,000,000	652	93.2%
50,000,000,000	95	95.9%
以上	120	99.3%
	24	100.0%

3493

※階級の見方 ・50万円以下の方人:7 ・50万円より大きく100万円以下の法人:7



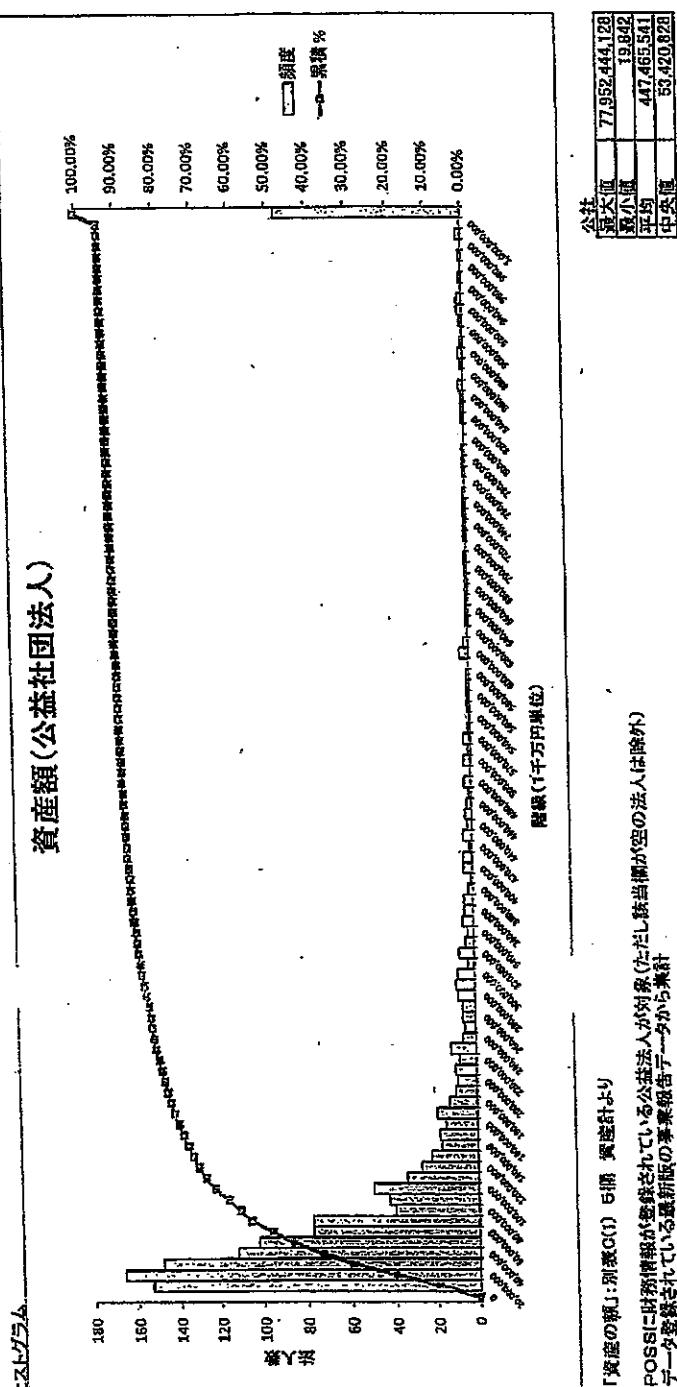
最大値	3,531,035,674,441
最小値	0
平均	4,055,759,459
中央値	237,026,578

「資産の額」別表C(1) 5欄 資産計より
POSSに財務情報が登録されている公益法人が対象(ただし該当欄が空の法人(15)は除外)
データ登録されている最新版の事業報告データから集計

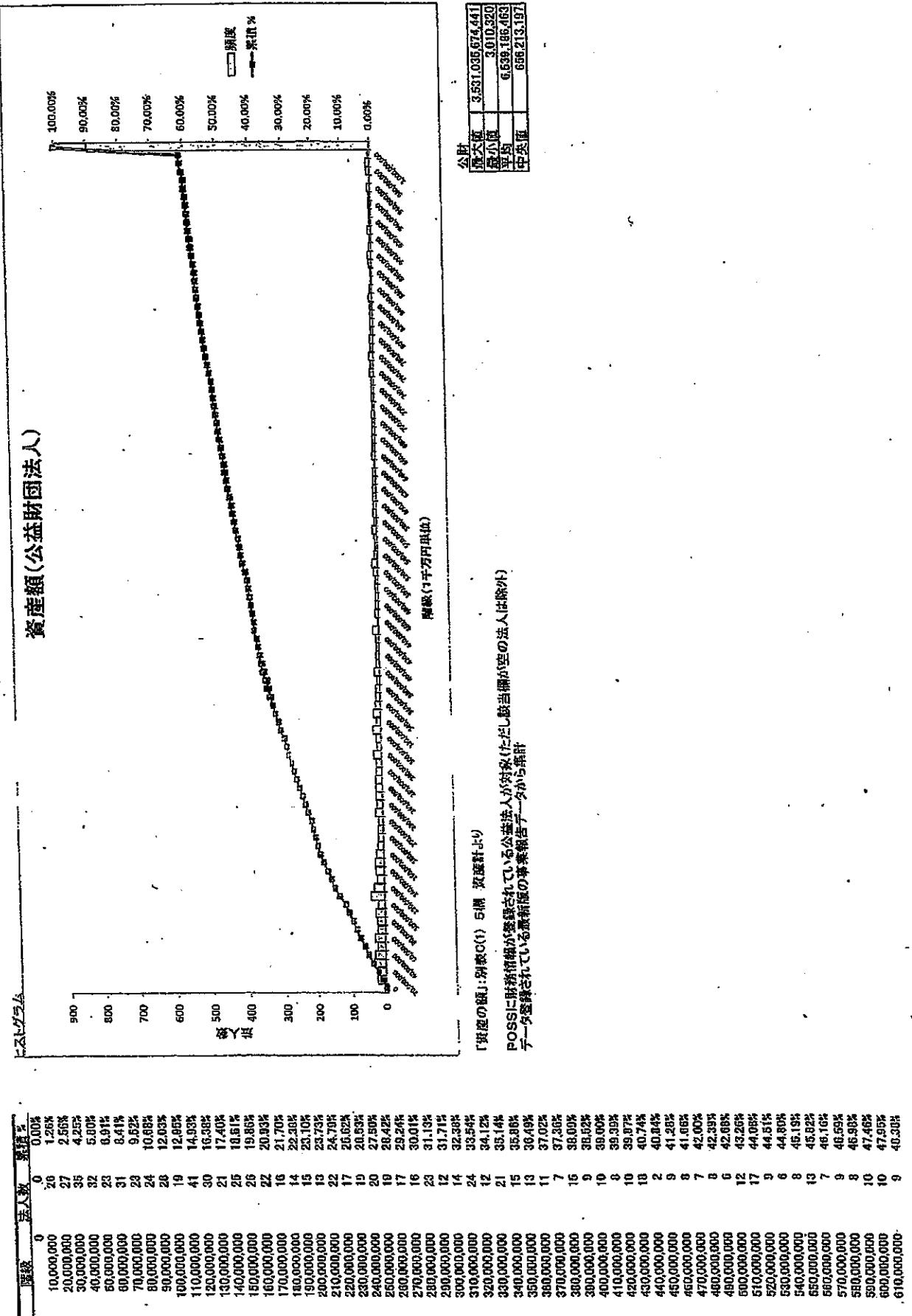


額段	法人数	累積%
0	0	0.00%
10,000,000	153	10.14%
20,000,000	166	22.40%
30,000,000	148	32.70%
40,000,000	112	40.65%
50,000,000	102	47.82%
60,000,000	77	53.23%
70,000,000	77	58.84%
80,000,000	40	61.45%
90,000,000	43	64.47%
100,000,000	50	67.98%
110,000,000	34	70.37%
120,000,000	27	72.28%
130,000,000	22	73.81%
140,000,000	17	75.00%
150,000,000	18	76.28%
160,000,000	15	77.32%
170,000,000	19	78.65%
180,000,000	13	79.56%
190,000,000	10	80.27%
200,000,000	9	80.90%
210,000,000	10	81.50%
220,000,000	8	82.66%
230,000,000	12	83.01%
240,000,000	6	83.43%
250,000,000	5	83.76%
260,000,000	6	84.20%
270,000,000	0	84.62%
280,000,000	9	85.18%
290,000,000	9	85.81%
300,000,000	8	86.38%
310,000,000	3	86.50%
320,000,000	7	87.00%
330,000,000	4	87.38%
340,000,000	3	87.67%
350,000,000	5	87.92%
360,000,000	4	88.20%
370,000,000	4	88.48%
380,000,000	2	88.62%
390,000,000	1	88.69%
400,000,000	4	88.97%
410,000,000	4	89.25%
420,000,000	1	89.33%
430,000,000	4	89.61%
440,000,000	2	89.75%
450,000,000	3	89.92%
460,000,000	2	90.10%
470,000,000	1	90.17%
480,000,000	3	90.35%
490,000,000	0	90.38%
500,000,000	3	90.55%
510,000,000	1	90.65%
520,000,000	3	90.81%
530,000,000	1	90.96%
540,000,000	0	90.94%
550,000,000	1	91.01%
560,000,000	1	91.08%
570,000,000	1	91.15%
580,000,000	1	91.22%
590,000,000	0	91.22%

スケーラム 資産額(公益社団法人)

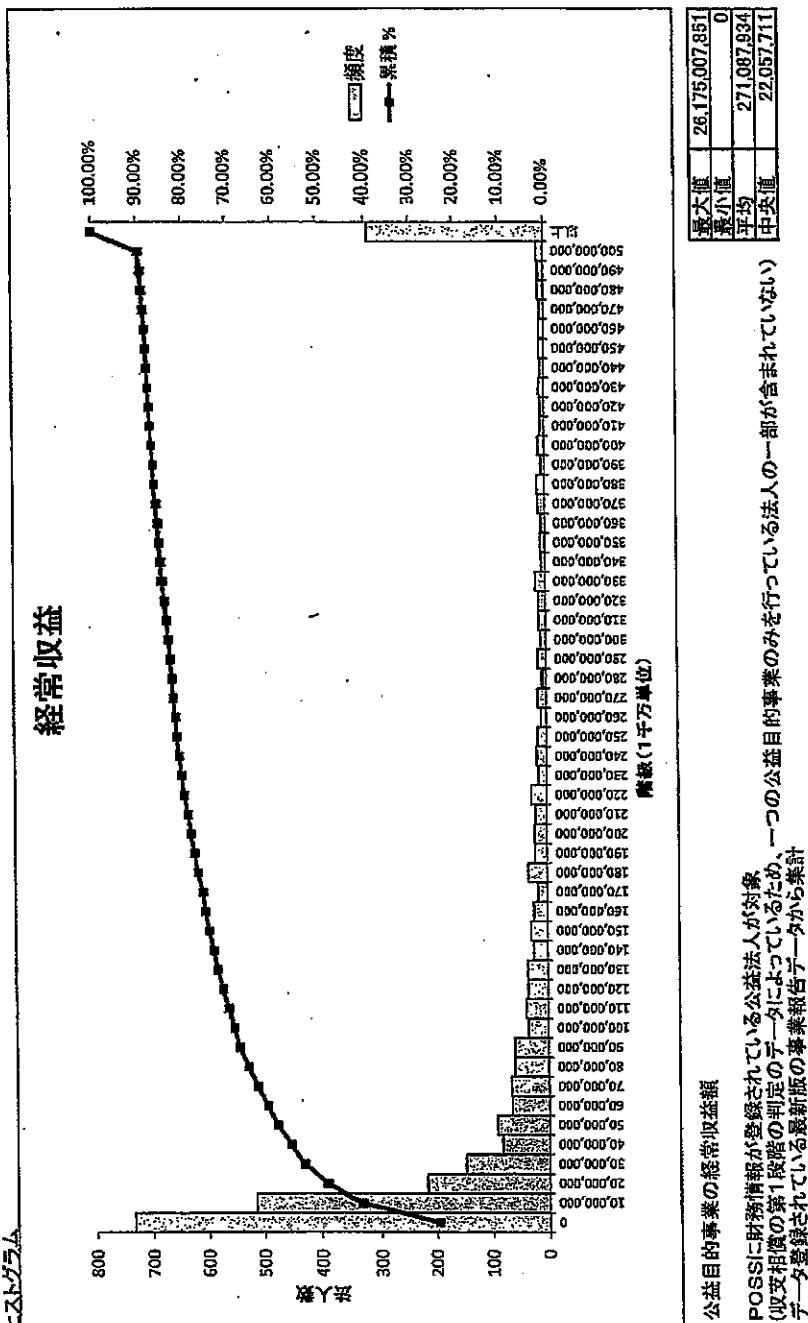






620,000,000	6	48.77%
630,000,000	3	49.91%
640,000,000	10	49.40%
650,000,000	8	49.70%
660,000,000	8	50.17%
670,000,000	7	50.51%
680,000,000	6	60.80%
690,000,000	8	51.18%
700,000,000	6	51.47%
710,000,000	7	51.81%
720,000,000	7	52.15%
730,000,000	7	52.49%
740,000,000	11	53.02%
750,000,000	8	53.46%
760,000,000	12	54.04%
770,000,000	7	54.37%
780,000,000	9	54.81%
790,000,000	6	55.10%
800,000,000	7	55.44%
810,000,000	7	55.73%
820,000,000	5	56.02%
830,000,000	9	56.46%
840,000,000	6	56.74%
850,000,000	2	56.83%
860,000,000	3	56.93%
870,000,000	7	57.32%
880,000,000	10	57.81%
890,000,000	6	58.05%
900,000,000	4	58.24%
910,000,000	9	58.69%
920,000,000	4	59.87%
930,000,000	3	59.01%
940,000,000	5	59.26%
950,000,000	4	59.45%
960,000,000	8	59.84%
970,000,000	1	59.98%
980,000,000	10	60.37%
990,000,000	11-	60.90%
1,000,000,000	4	61.09%
	805	100.00%

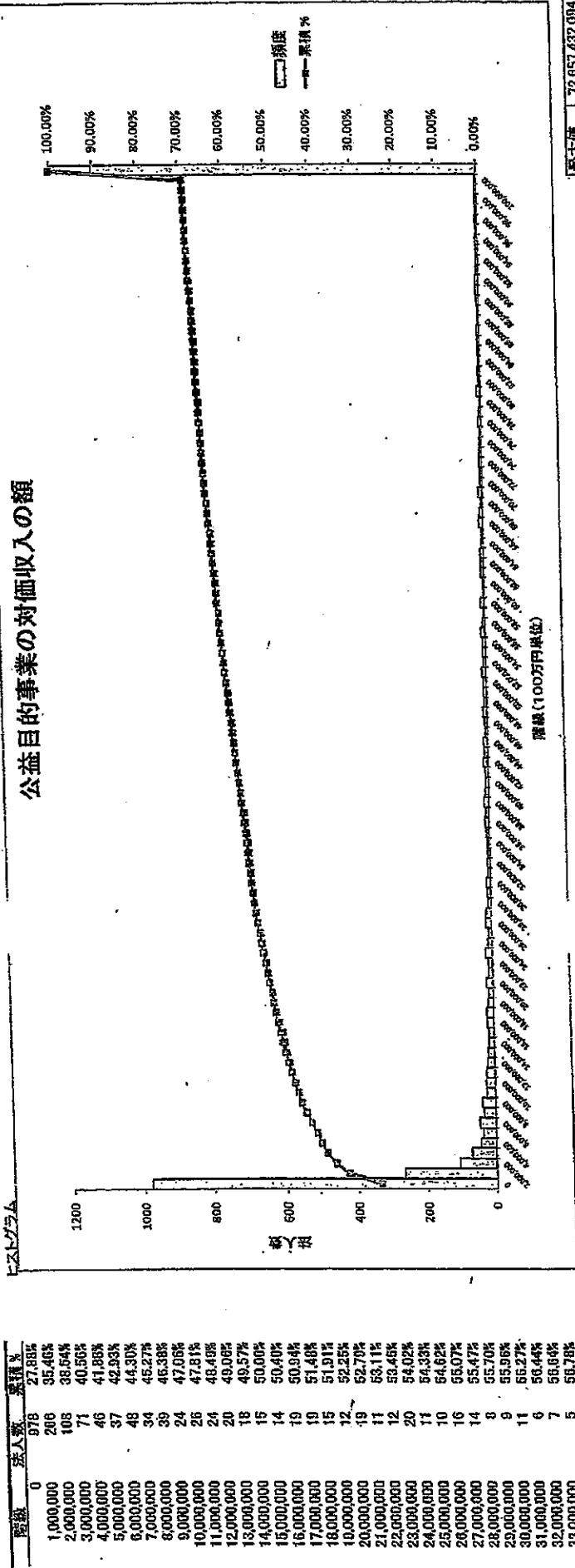
階級	法人数	累積 %
0	734	24.38%
10,000,000	515	41.50%
20,000,000	217	48.70%
30,000,000	149	53.65%
40,000,000	83	56.41%
50,000,000	92	59.47%
60,000,000	66	61.66%
70,000,000	87	63.89%
80,000,000	60	65.88%
90,000,000	60	67.87%
100,000,000	35	69.04%
110,000,000	39	70.33%
120,000,000	35	71.50%
130,000,000	35	72.66%
140,000,000	25	73.49%
150,000,000	30	74.49%
160,000,000	24	75.26%
170,000,000	17	75.85%
180,000,000	33	76.94%
190,000,000	21	77.64%
200,000,000	22	78.37%
210,000,000	20	79.04%
220,000,000	27	79.93%
230,000,000	15	80.43%
240,000,000	17	81.06%
250,000,000	15	81.56%
260,000,000	9	81.79%
270,000,000	15	82.28%
280,000,000	7	82.52%
290,000,000	14	82.99%
300,000,000	9	83.29%
310,000,000	12	83.69%
320,000,000	12	84.09%
330,000,000	17	84.65%
340,000,000	7	84.88%
350,000,000	9	85.18%
360,000,000	7	85.42%
370,000,000	12	85.81%
380,000,000	13	86.25%
390,000,000	6	86.45%
400,000,000	11	86.81%
410,000,000	8	87.08%
420,000,000	7	87.31%
430,000,000	9	87.61%
440,000,000	6	87.81%
450,000,000	8	88.07%
460,000,000	8	88.34%
470,000,000	7	88.57%
480,000,000	10	88.90%
490,000,000	9	89.26%
500,000,000	11	89.57%
以上	314	100.00%



最大値	最小値	平均	中央値
26,175,007,851	0	27,138,7934	22,057,711

公益目的事業の経常収益額
FOSSIに財務情報が登録されている公益法人が対象
(収支相償の第1段階の判定のデータによる)一つの公益目的事業のみを行っている法人の一部が含まれていない
データ登録されている最新版の事業報告データから集計





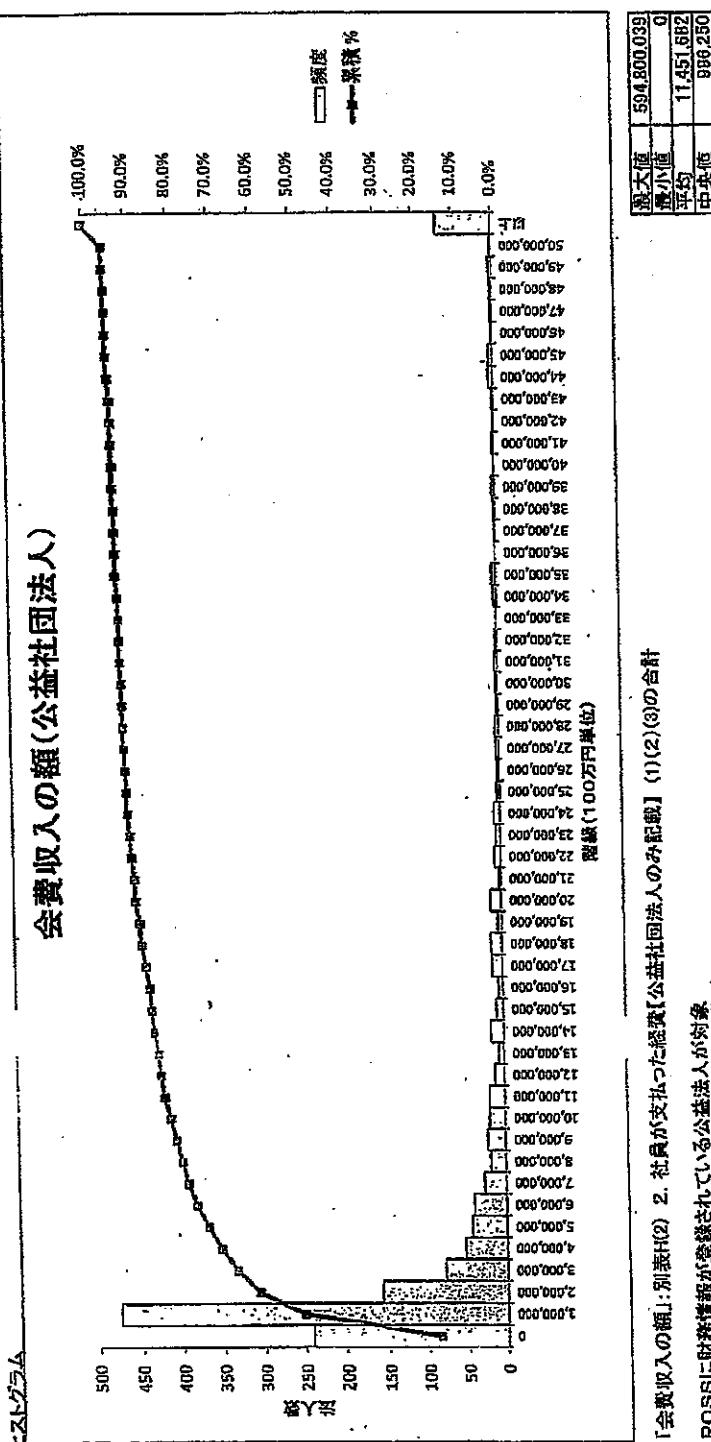
最大値	72,957,432,094
最小値	0
平均	313,102,327
中央値	13,956,097

「公益目的事業の対価収入の額」:別添H(1)を欄 公益目的事業に係る対価收入
POSSIに財務情報が登録されている公益法人が対象
データ登録されている最新版の事業報告データから算計

60,000,000	3	63.11%
61,000,000	9	63.37%
62,000,000	8	63.60%
63,000,000	9	63.85%
64,000,000	5	64.00%
65,000,000	4	64.11%
66,000,000	11	64.42%
67,000,000	9	64.69%
68,000,000	5	64.82%
69,000,000	11	65.14%
70,000,000	5	65.28%
71,000,000	5	65.42%
72,000,000	7	65.62%
73,000,000	5	65.76%
74,000,000	4	65.88%
75,000,000	2	65.94%
76,000,000	7	66.13%
77,000,000	5	66.28%
78,000,000	1	66.31%
79,000,000	10	66.59%
80,000,000	3	66.68%
81,000,000	4	66.79%
82,000,000	2	66.85%
83,000,000	4	66.96%
84,000,000	4	67.08%
85,000,000	6	67.25%
86,000,000	2	67.30%
87,000,000	3	67.39%
88,000,000	5	67.55%
89,000,000	7	67.73%
90,000,000	7	67.93%
91,000,000	5	68.07%
92,000,000	5	68.22%
93,000,000	5	68.36%
94,000,000	5	68.50%
95,000,000	3	68.59%
96,000,000	4	68.70%
97,000,000	3	68.79%
98,000,000	4	68.90%
99,000,000	4	69.01%
100,000,000	4	69.13%
EL	1083	100.00%

階級	法人数	累積 %
0	241	16.9%
1,000,000	475	50.1%
2,000,000	169	61.2%
3,000,000	78	66.7%
4,000,000	53	70.4%
5,000,000	44	73.5%
6,000,000	41	76.3%
7,000,000	27	78.2%
8,000,000	18	79.5%
9,000,000	22	81.0%
10,000,000	19	82.4%
11,000,000	18	83.6%
12,000,000	11	84.4%
13,000,000	6	84.8%
14,000,000	15	85.9%
15,000,000	8	86.4%
16,000,000	5	86.8%
17,000,000	12	87.0%
18,000,000	13	88.5%
19,000,000	4	88.9%
20,000,000	13	89.7%
21,000,000	2	89.5%
22,000,000	7	90.3%
23,000,000	5	90.7%
24,000,000	7	91.2%
25,000,000	3	91.4%
26,000,000	2	91.5%
27,000,000	3	91.7%
28,000,000	4	92.0%
29,000,000	1	92.1%
30,000,000	2	92.2%
31,000,000	3	92.4%
32,000,000	0	92.6%
33,000,000	0	92.8%
34,000,000	3	93.1%
35,000,000	5	93.1%
36,000,000	0	93.1%
37,000,000	1	93.2%
38,000,000	2	93.4%
39,000,000	3	93.6%
40,000,000	0	93.6%
41,000,000	2	93.7%
42,000,000	1	93.8%
43,000,000	2	93.9%
44,000,000	5	94.3%
45,000,000	4	94.5%
46,000,000	1	94.6%
47,000,000	2	94.6%
48,000,000	2	94.8%
49,000,000	3	95.1%
50,000,000	1	95.2%
以上	69	100.0%

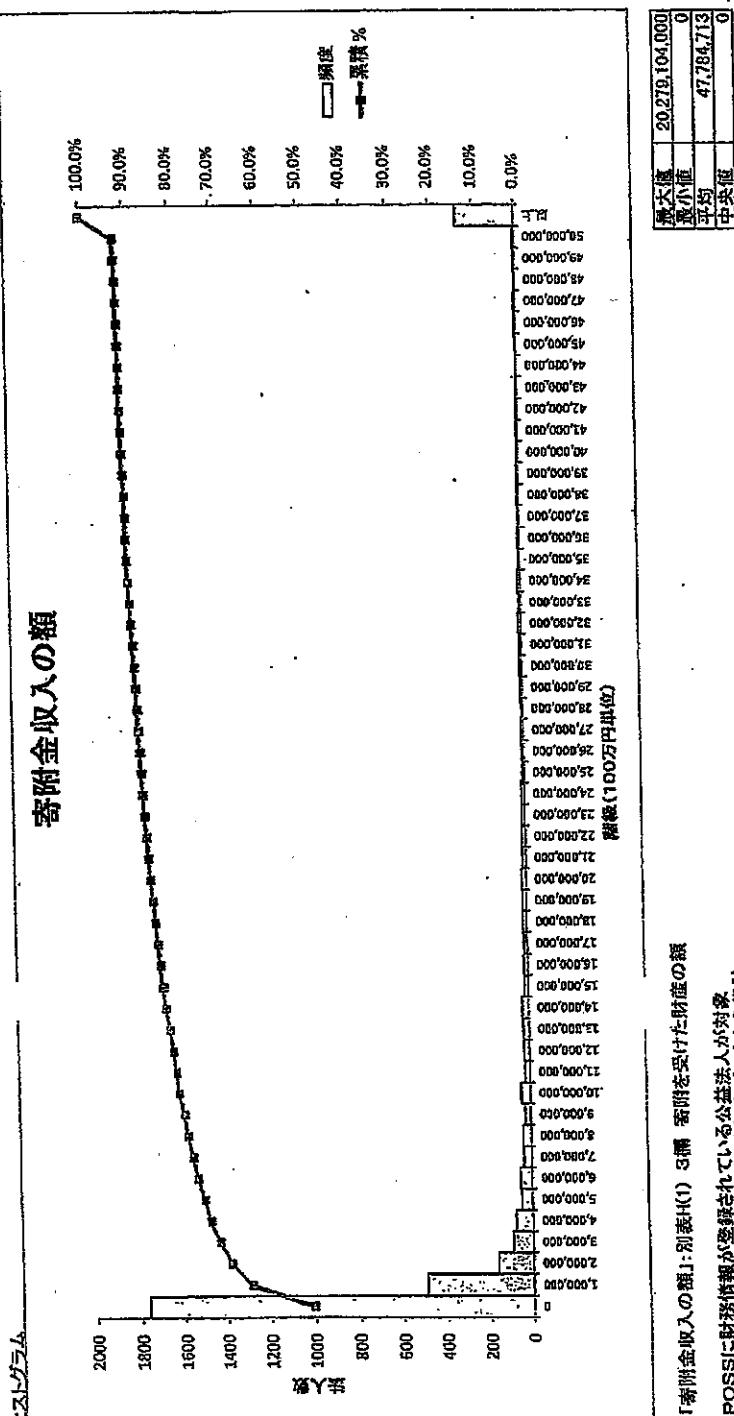
1429 (会社の3)

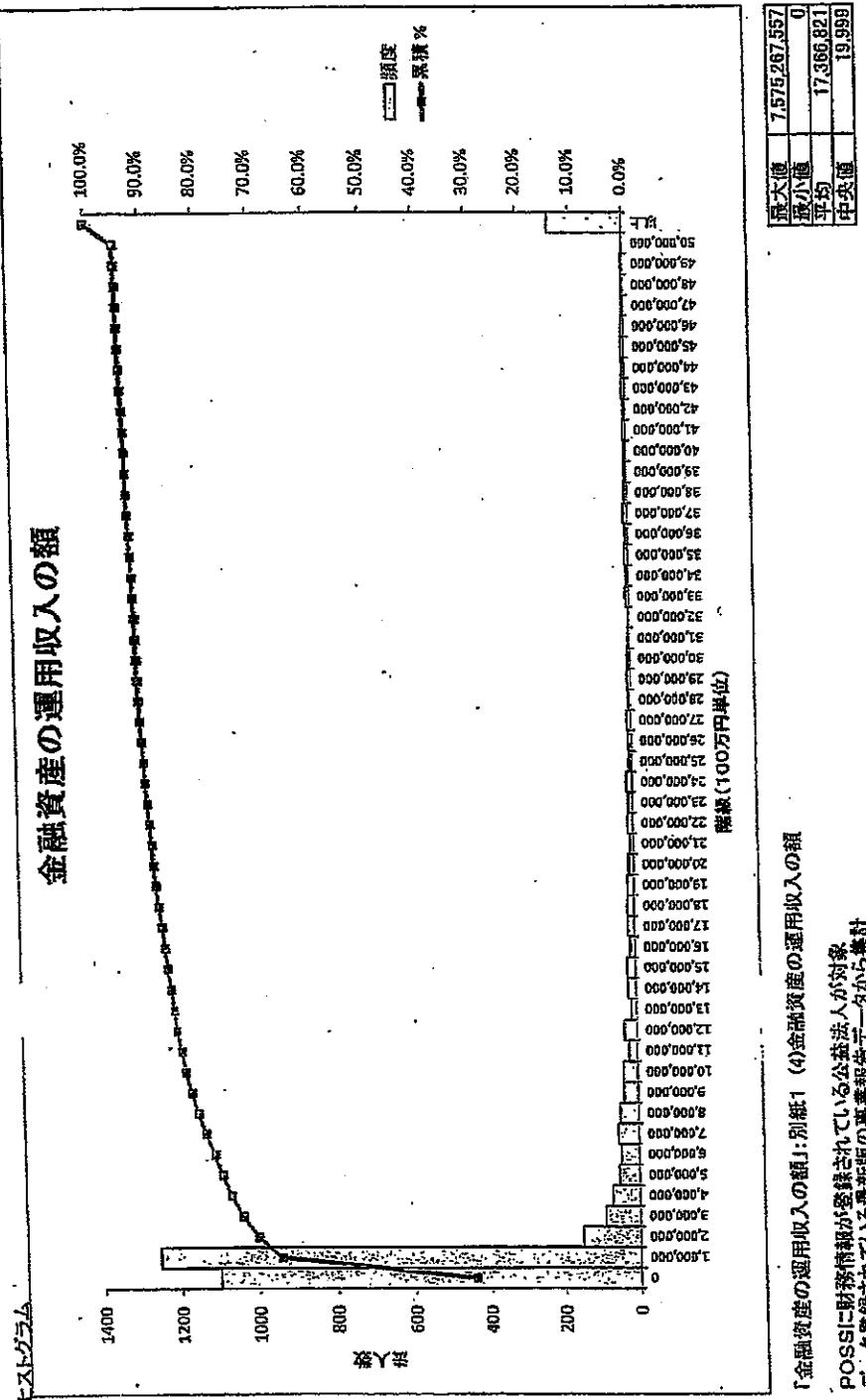


「会費収入の額」別表H(2) 2. 社員が支払った経費【公益社団法人のみ記載】(1)(2)(3)の合計	594,800,039
PDSGに財務情報が登録されている公益社団法人が対象	11451,692
データ登録されている最新版の事業報告データから集計	996,250

層級	法人数	累積%
0	1765	50.3%
1,000,000	492	64.3%
2,000,000	162	69.0%
3,000,000	91	71.6%
4,000,000	76	73.7%
5,000,000	49	75.1%
6,000,000	55	76.7%
7,000,000	35	77.7%
8,000,000	36	78.7%
9,000,000	26	79.4%
10,000,000	41	80.6%
11,000,000	22	81.2%
12,000,000	25	82.0%
13,000,000	25	82.7%
14,000,000	29	83.5%
15,000,000	16	84.0%
16,000,000	17	84.4%
17,000,000	15	84.9%
18,000,000	16	85.3%
19,000,000	16	85.8%
20,000,000	19	86.3%
21,000,000	13	86.7%
22,000,000	18	87.1%
23,000,000	11	87.4%
24,000,000	11	87.7%
25,000,000	9	87.9%
26,000,000	7	88.1%
27,000,000	9	88.4%
28,000,000	5	88.6%
29,000,000	6	88.7%
30,000,000	10	89.0%
31,000,000	9	89.3%
32,000,000	11	89.6%
33,000,000	9	89.8%
34,000,000	11	90.1%
35,000,000	4	90.3%
36,000,000	8	90.5%
37,000,000	1	90.5%
38,000,000	6	91.5%
39,000,000	7	90.9%
40,000,000	6	91.0%
41,000,000	5	91.2%
42,000,000	5	91.3%
43,000,000	4	91.4%
44,000,000	2	91.5%
45,000,000	3	91.6%
46,000,000	3	91.7%
47,000,000	6	91.8%
48,000,000	3	91.9%
49,000,000	4	92.0%
50,000,000	6	92.2%
以上	273	100.0%

350B





「金融資産の運用収入の額」別紙1 (4) 金融資産の運用収入の額
POSSに財務情報が登録されている公益法人が対象
データ登録している最新版の事業報告データから集計

1,000,000	31.3%
1,000,000	67.1%
2,000,000	71.6%
3,000,000	74.1%
4,000,000	76.2%
5,000,000	77.7%
6,000,000	78.0%
7,000,000	80.6%
8,000,000	81.9%
9,000,000	83.0%
10,000,000	84.0%
11,000,000	84.7%
12,000,000	85.6%
13,000,000	85.9%
14,000,000	86.5%
15,000,000	87.1%
16,000,000	87.5%
17,000,000	88.0%
18,000,000	88.5%
19,000,000	89.0%
20,000,000	89.3%
21,000,000	89.5%
22,000,000	89.9%
23,000,000	90.2%
24,000,000	90.6%
25,000,000	90.8%
26,000,000	91.0%
27,000,000	91.3%
28,000,000	91.4%
29,000,000	91.6%
30,000,000	91.7%
31,000,000	91.8%
32,000,000	91.9%
33,000,000	92.1%
34,000,000	92.2%
35,000,000	92.4%
36,000,000	92.6%
37,000,000	92.8%
38,000,000	92.9%
39,000,000	93.0%
40,000,000	93.2%
41,000,000	93.3%
42,000,000	93.4%
43,000,000	93.6%
44,000,000	93.8%
45,000,000	94.0%
46,000,000	94.1%
47,000,000	94.2%
48,000,000	94.3%
49,000,000	94.4%
50,000,000	94.4%
以上	100.0%

公益法人の会計に関する研究会検討課題とスケジュール

平成25年11月1日

1. 検討課題

(優先順位A)

○小規模法人の負担軽減策

- ✓ 適用除外・簡略化の方法及び内容 (Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ・Ⓓ)
- ✓ 小規模法人の定義 (Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ・Ⓓ)

○公益法人会計基準の適用の在り方

- ✓ しん酌すべき会計基準について (Ⓐ)
→議論の前提としての意見交換
- ✓ 基準に規定が無い場合の対応 (Ⓐ)

○制度と会計基準の分離可能性 (Ⓐ)

→個別項目の議論の前提として意見交換

○法人会計の区分 (必要性) (Ⓐ・Ⓓ)

○財務諸表上の様式・勘定科目の改善 (Ⓐ・Ⓑ・Ⓓ)

- ✓ 貸借対照表内訳表の必要性 (Ⓐ・Ⓓ)
- ✓ 正味財産増減計算書及び正味財産増減計算書内訳表 (Ⓐ・Ⓓ)

(優先順位B)

○財務三基準の解釈・適用

以下について、公益法人の目的・特性を踏まえて、会計処理の具体的方法の改善についてどう考えるか。

- ✓ 収支相償 (Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ)
- ✓ 公益目的事業比率 (Ⓐ・Ⓓ)
- ✓ 遊休財産規制 (Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ)

○定期報告書類

- ✓ 別表Hと財務諸表の関係 (Ⓐ・Ⓑ・Ⓓ)

○財務三基準以外の個別項目

　　日本公認会計士協会における検討結果を踏まえて議論

- ✓ 有価証券の評価方法等の考え方、表示方法 (Ⓐ・Ⓑ)
- ✓ 事業費・管理費科目の考え方と表示 (Ⓐ・Ⓑ・Ⓒ)
- ✓ 指定正味財産から一般正味財産への振替の考え方 (Ⓐ・Ⓑ・Ⓓ)
- ✓ 他会計振替の考え方 (Ⓐ・Ⓑ・Ⓓ)
- ✓ 平成20年基準で適用可否が明示されていない企業会計基準、又は平成20年基準と一部会計上の取扱いが異なる企業会計基準への対応 (Ⓐ)
- ✓ 個別の企業会計基準が改正された場合の平成20年基準における対応の在り方 (Ⓐ)
- ✓ 財産目録の使用目的等欄の表示の必要性 (Ⓓ)
- ✓ 正味財産増減計算書における資金収支の情報の注記 (Ⓐ・Ⓓ)

(優先順位C)

○定期報告書類等

- ✓ 定期報告書類別表C(2)の控除対象財産と財務諸表の関係 (Ⓐ・Ⓑ)
- ✓ 移行法人の実施事業資産と財務諸表の関係 (Ⓐ・Ⓑ)

○会計基準の設定主体の在り方 (Ⓐ・Ⓑ)

○法人類型ごとの適用する会計基準の明確化 (Ⓓ)

※検討課題については、議論の結果、変更することも想定される。

※検討課題提出元

- Ⓐ：公益財団法人公益法人協会
- Ⓑ：日本公認会計士協会
- Ⓒ：委員
- Ⓓ：アンケート結果

2. スケジュール

開催日時	項目
10月	○検討課題優先順位、スケジュールについての議論 ○他制度や海外での小規模法人の取り扱い
11月～2月 概ね4回程度	○小規模法人の負担軽減策 ○会計基準の適用の考え方の整理 ○その他主な優先順位Aの事項について議論
3月～8月 概ね5回程度	○財務三基準の解釈・適用 ○別表Hの改善策について意見交換 ○その他主な優先順位B、Cの事項について議論
年内目途	○検討結果の最終まとめ

- 取りまとめの時期等は、検討過程において変更がありうる。
- 節目において、委員会に報告予定。

